

① 制度の周知徹底

(1)「事業系廃棄物処理ガイドライン」の作成

事業系ごみの減量化・リサイクルを推進するため、事業活動に伴い発生する廃棄物の分別、適正処理方法などを記載した「事業系廃棄物処理ガイドライン」を平成25年度に改訂。10分別の指針を示し、平成26年度に事業者へ周知、平成27年度から本格実施した。

市で処理できる事業系ごみ（3分別）、民間施設で処理できる資源物（5分別）、産業廃棄物（2分別）

■市の処理施設における受入れ実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
許可・直接搬入（t）	78,224	78,399	79,267

(2)排出事業者訪問指導

「事業系廃棄物処理ガイドライン」に基づき、事業用大規模建築物の所有者などへ廃棄物の分別、処理状況などの確認及び訪問指導を実施している。

■訪問指導実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問数（件）	24	61	70

② 排出事業者のごみ減量への動機付け

(1)「3R優良事業者認定制度」※「ごみ減量化・資源化協力店制度」からの移行

ごみの減量・3Rに積極的に取り組む事業者を顕彰する制度（平成25年度開始）

認定事業者には「認定証」「認定プレート」「認定ステッカー」を交付し、取り組み内容を市ホームページや広報紙で周知している。

■認定事業者数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
トップカンパニー（事業所数）	72	80	83
パートナーカンパニー（事業所数）	7	5	4

(2)ごみ減量がコスト削減につながる方法の提案

- 「事業系廃棄物処理ガイドライン」の作成（再掲）

③ 分別及び資源化の促進に向けた誘導

(1)古紙搬入規制の徹底

(2)びん・缶の搬入規制

「事業系廃棄物処理ガイドライン」に基づき、資源物（古紙類・びん・缶）及び廃プラスチック類などの産業廃棄物は、市の処理施設への搬入を規制している。

また、廃棄物の減量と資源物との分別を推進するため、事業者の自発的な取組みを促すとともに、市の処理施設での展開検査を継続実施し、分別徹底指導を行い、リサイクルできる古紙類が搬入された場合は、持ち帰りなどの指導を行っている。

■展開検査実績

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
検査回数		150	100	80
検査台数		760	493	485
検査対象	焼却施設	古紙類・廃プラなど	古紙類・廃プラなど	古紙類・廃プラなど
	破碎施設	産業廃棄物など	—	—

《参考》減量計画書などによる計画的な取り組みの促進

事業用大規模建築物の所有者などに対し、廃棄物の減量・資源化及び適正処理を進めるため「減量計画書」の作成、廃棄物管理責任者の選任、廃棄物保管場所の設置を義務づけている。

- 事業用大規模建築物の主なもの…事務所、店舗、旅館、学校など
- 減量計画書…上記建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書

■減量計画書などによる資源化実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象建築物（事業所数）	544	567	573
総排出量A（t）	30,686.39	33,864.75	33,743.95
資源化量B（t）	16,030.09	19,509.01	19,102.02
資源化率B/A（%）	52.24	57.61	56.61

(3)食品廃棄物(学校給食残渣)の再生利用・資源化

直営給食実施の学校、幼稚園、給食センターなどから排出される給食残渣（調理くず、食べ残し）の再生利用・資源化を図るため、飼料化と堆肥化に取り組む。

■食品廃棄物の資源化実績

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
飼料化	対象校（校・園）	36	41	41
	回収量（t）	78	101	105
堆肥化	対象校（校・園）	116	109 ※1	108 ※2
	回収量（t）	385	379	367

※1 飼料化への移行、学校の統廃合により減少

※2 学校の統廃合により減少

④ 産業廃棄物の混入防止

- 市の処理施設での展開検査（再掲）